第20回 遠賀町農業委員会総会議事録

- 1. 日 時 令和4年2月10日(木) 午前8時55分~午前10時49分
- 2. 場 所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

第20回 遠賀町農業委員会総会議事録

- 1. 日時 令和4年2月10日(木)午前8時55分~午前10時49分
- 2. 場所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室
- 3. 出席委員(8名)

議 長 1番 三原 高志

副議長 2番 髙崎 洋介

委 員 3番 石井 佐千生

委員4番松井 悟

委員5番池田光一

委員6番吉田茂三

委員 7番 米田 かおる

委員8番白石元弘

- 4. 2月の農業相談委員
 - 2番 髙崎 洋介 委員
 - 3番 石井 佐千生 委員
- 5. 議事日程
 - (1)付議案件
 - ① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●●●●●●株式会社

代表取締役 ●●●●●

② 農地法第5条の規定による許可申請について

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (有限会社●●●●● 代表取締役 ●●●●)
- ④ 農地法第5条の規定による許可申請について

(株式会社●●●●●●● 代表取締役 ●●●●)

- ⑤ 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●)
- ⑥ 農地法第5条の規定による許可申請について

(有限会社●●●●●●● 代表取締役 ●●●●)

⑦ 農用地利用集積計画の承認について

(農事組合法人●●●●●)

⑧農用地利用集積計画の承認について

(2) 報告案件

- ① 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) その他の案件
 - ① 農業会議遠賀・中間地区研修会について
 - ② 令和4年度の総会日程について
 - ③ 潮抜きの日程について
 - ④ 尾倉・千代丸地区基盤整備事業について
- 6. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 大場
 繁雄

 事務局職員
 濱田
 美孝

 事務局職員
 福島
 智靖

開 会 8 時 5 5 分

議長 皆さんおはようございます。今回はコロナの影響もあり、推 進委員さんについては今回お休みしていただき、農業委員の みでの開催ということになりました。よろしくお願いしま

す。

今日もできるだけ短時間で切り上げようと思っています。 それでは、本日の出席委員は、農業委員8名中8名の出席で す。

農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。 よって、ただいまより第20回遠賀町農業委員会総会を開会 いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は2番髙崎洋介委員、 3番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約は ありません。

議長

次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係1件、農地法第5条申請関係5件、農用地利用集積計画関係2件となっています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指 名します。

議長

では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局

はい。議案の説明の前に、本日付議案件⑧農用地利用集積計画の承認ということで挙げさせていただいていますが、お手許に変更議案書というものをお配りしております。一部内容に変更が出ましたのでこのような形で対応させていただきます。説明はのちほどさせていただきます。

それでは議案書の1ページをお開きください。

付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでご ざいます。

譲受人が中間市に事務所を置きます農地所有適格法人の●● ●●●●●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●氏、譲渡人が中間市にお住まいの●●●●氏で、申請地は2、3ページに尾崎の字図を付けておりまして、大字尾崎字高山1302番、外2筆、尾崎が3筆ありまして、4ページからは木守の位置図及び字図を付けております。農地は合計で18筆、地目は田が16筆、畑が2筆、合計面積が17,427㎡

農地区域はすべて農業振興地域外となっております。

農地所有適格法人、いわゆる新規参入のため農地を取得するもので、9ページから15ページに営農計画書を添付しております。この営農計画書等々は関係書類を確認しまして、農地所有適格法人の要件は満たされています。営農計画書の10ページから11ページにかけまして、今回の取得農地を含めた経営農地を記載しておりますが、営農の本拠地は鞍手町

及び中間市と聞き及んでおりまして、同時に鞍手町の農業委員会にも同じく3条の申請が現在出されているという状況です。鞍手町の農業委員会の事務局へ確認したところ、鞍手町でもおそらく許可相当になるのではなかろうかとのことです。鞍手町の方でも本日総会をしているということです。。

続きまして議案書の16ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が尾崎にお住まいの●●●氏、譲渡人が鬼津にお住まいの●●●氏で、申請地が18ページの字図にありますように、大字鬼津字杉ノ木2884番2、地目は畑、面積が352㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。

申請目的は自己住宅建築です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については地元生産組合長さんの無条件承諾 となっております。

19ページが現況図、20ページが配置図、21ページが被害防除計画書で、排水は雨水は水路放流、汚水は合併処理浄化槽での処理となっており、22ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の23ページをお開きください。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が浅木に事務所を置きます有限会社●●●● 代表取締役 ●●●●氏、譲渡人が福岡市博多区にお住まいの●●●氏で、申請地が24ページの位置図、25ページの字図にありますように、浅木三丁目967番1、地目は畑、面積が69㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請目的は資材置場です。

申請に関する確実性というところですが、また後ほどご説明 しますが、すでに完成してしまっているというような状況 で、申請の前にすでに着工して、後ほど現場を見ていただきますが、砂利をひいてしまっているということで、少し飛びますが、31ページに始末書を提出しております。議案書戻っていただきまして、営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

26ページが施工前の現況図、27ページが計画図、28ページが事業計画書、29ページが被害防除計画書で、排水は雨水は自然流下、汚水は発生無しとなっております。30ページが関係者説明に関する調査票となっております。

31ページが先程お話しました始末書です。

続きまして議案書の32ページをお開きください。

付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が東京都の株式会社●●●●●● 代表取締役 ●

●●氏、譲渡人が大阪府にお住まいの●●●氏で、申請地が33ページの位置図、34ページの字図にありますように、大字今古賀字貴舟401番、地目は畑、面積が351㎡です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第二種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請目的は2棟の分譲住宅の建築です。

申請に関する確実性等については関係書類で確認をしております。営農の支障については地元生産組合長さんの無条件承諾となっております。

35ページが現況図、36ページが2棟建てる計画の配置図、37ページが断面図、農地が1段高くなっていますので、駐車場スペースは切り下げるということで、ほかは現状をそのまま活用するということです。38ページが汚水排水の計画図ですが、雨水・下水共に前面の道路の側溝に出す、もしくは下水道へ繋ぎ込むというような図面です。39ページが事業計画書で、2棟それぞれ100㎡あまりの分譲をするということです。40ページが被害防除計画書で、排水につきましては雨水は前面側溝への放流、汚水につきましては公共下水道での処理となっておりまして。41ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の42ページをお開きください。

付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請についてでご ざいます。

譲受人が岡垣町の株式会社●●● 代表取締役 ●●● 氏、譲渡人が松の本にお住まいの●●●氏で、申請地が43ページに位置図、44ページに字図を付けております、松の本三丁目898番1、地目は田、面積が558㎡です。 農地区域が農業振興地域外 土地の用途区分は第一種低層住

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております

申請目的は2区画の宅地分譲です。先程とは違いまして宅地の造成のみということになっております。

申請に関する確実性等については関係書類で確認をしております。営農の支障については地元生産組合長さんの無条件承諾となっております。

45ページが現況図、46ページが土地利用計画平面図、47ページが造成計画図、道路から1段低くなっているので前面に盛土を施すという計画です。48ページが断面図、49ページが雨水排水計画図、周囲に側溝がございますのでそちらに雨水は出すというような計画です。50ページが給水計画図、前面道路から水道を引き込むということです。51ページが事業計画書、52ページが被害防除計画書で、排水は雨水は水路放流、汚水は公共下水道への接続となっております。53ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の54ページをお開きください。

付議案件⑥農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が若松に事務所がございます有限会社●●●●●● 代表取締役 ●●●氏で、譲渡人が北九州市小倉北区にお住まいの●●●氏で、申請地が55ページの位置図、56ページの字図にありますように、大字若松字芝原228番1、地目は田、面積が917㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分は無指 定です。

今回の農地は南側に広い農地が広がっておりまして、10个

クタール以上のいわゆる集団性のある農地ということになりますので、第1種農地となります。本来であれば、第1種農地は原則転用不可ですが、申請目的が駐車場ということで、56ページの字図をご覧いただくと、北側に●●●●● がございます。そこに隣接する駐車場を造りたいということで、例外として既存敷地の2分の1以内の拡張であれば転可できるとされています。今回は56ページの字図にあるように、隣接する刀根電機の既存敷地面積は4,977.58㎡あり、2分の1以内の拡張、2500㎡未満弱であれば転用可能ということで、今回の転用面積は917㎡ですので、この2分の1以内に収まるということで例外に該当いたしまりますのでで、許可できるということになりますので受付をしております。

その他、申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については地元生産組合長さんの無条件承諾となっております。

57ページが現況図、58ページが土地利用計画平面図、計 画では軽自動車用の駐車スペースを49台分確保するという ことです。既存敷地との間に水路があるのですが、そこに橋 を架けて事業所と接続するという計画です。59ページが造 成計画平面図、こちらも農地が道路より1段低くなっており ますので、全面に盛土を施すという計画です。60・61ペ ージが造成の断面図、63ページが事業計画書、色がついて いるところに盛土をするという図面です。62ページが雨水 排水計画平面図、こちらも水路・側溝等がございますので、 そちらの方に出すということです。63ページが事業計画 書、49台分の駐車場を確保するということで、現在の敷地 には100台分のスペースがありますが、従業員が150人 近くいるということで、駐車スペースが足りなくなっている という現状になっております。64ページが被害防除計画書 で、排水は雨水は自然流下で水路放流、汚水は発生無しとな っており、65ページが関係者説明に関する調査票となって おります。

66ページの付議案件⑦につきましては、本来現地を確認す

る案件でございますが、以前確認した中間管理特例事業の場所になりますので省略させていただきます。内容につきましては後ほど改めてご説明いたします。

現地調査を伴う案件は以上です。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩し ます。

こういう時期ですので、ゆとりを持って少人数で車に乗っていきます。

事務局 付議案件②の5条の●●さんのところですが、先月の農業委員会で、株式会社●●●●さんが進入路の確保ということで、6 m²くらいの申請がありましたが、そこに広がった農地ですので、こういう状況でございますので、できれば省略をさせていただきたいと思います。

休 憩 9 時 2 0 分

一 現地調査後 一

再 開 10時 31分

議長再開します。

それでは、付議案件①を議題に供します。

まずは地区担当の石井佐千生委員からご報告をお願いします。

地元委員 特に問題は無いと思われます。ご審議のほどよろしくお願いい (3番) たします。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある 委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件①農地法第3条の規定による許可の申請について、

原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件①は承認されました。

議長次に付議案件②を議題に供します。

まずは地区担当の私から報告いたします。

地元委員 特に問題は無いと思われます。ご審議のほどよろしくお願いい

(1番) たします。

議長それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原

案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長次に付議案件③を議題に供します。

まずは地区担当の髙崎洋介副会長からご報告をお願いします。

地元委員 特に問題は無いと思われます、

(2番) ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長ありがとうございました。それではこれより審議に入りま

す。本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原 案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長次に付議案件④を議題に供します。

まずは地区担当の吉田茂三委員からご報告をお願いします。

地元委員 特に問題は無いと思われます。ご審議のほどよろしくお願い (6番) いたします。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある 委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。 付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原 案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 次に付議案件⑤を議題に供します。 まずは地区担当の池田光一委員からご報告をお願いします。

地元委員 集合住宅の建築です。生産組合長の方も承諾していますので特(5番) に問題は無いと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。それではこれより審議に入りま す。本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑤は承認されました。

議長
次に付議案件⑥を議題に供します。

まずは地区担当の池田光一委員からご報告をお願いします。

地元委員 特に問題は無いと思われます。ご審議のほどよろしくお願い (5番) いたします。

議長 ありがとうございました。それではこれより審議に入りま す。本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。 付議案件⑥農地法第5条の規定による許可申請について、原 案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑥は承認されました。

議長 次に付議案件⑦について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の66ページをお開きください。 付議案件⑦農用地利用集積計画の承認についてでございます。

譲渡人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構で、譲受人が鬼津の農事組合法人●●●●●●で、申請地が68ページの字図にありますように、大字鬼津字江頭1257番、地目が田、面積が5,765㎡です。農地区域が農業振興地域内農用地となっております。

本件は通常の利用権設定に基づく利用集積計画ではなく、県の 農業振興推進機構の仲介・あっせんによる農地売買事業に係る 利用集積計画になります。

この農地あっせん事業は、農用地の売買について推進機構が仲介に入り、所有者から一旦機構が買い受け、機構から担い手に売り渡す事業になります。

12月総会にて機構へ所有者から売り渡す計画は承認いただいておりますが、今回は鬼津の●●●●●●へ機構から売り渡す計画でございます。

議長 ありがとうございました。これより審議に入りますが、この案件については私自身が関係者となるため、進行を髙崎副会長にお願いします。

~ 三原会長退出 ~

副会長
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

副会長 無いようですので、これより採決に移ります。 付議案件⑦農用地利用集積計画の承認について、原案のとお り承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件⑦は承認されました。

~ 三原会長入室 ~

議長それでは付議案件⑧について、事務局より説明をお願いします。

事務局本日配布しております追加の議案書をご覧ください。

付議案件⑧農用地利用集積計画の承認についてでございます。 中間管理事業の利用権設定分で、今回は10筆 17,371 ㎡の承認を求めます。

議長 ありがとうございました。それではこれより審議に入ります。 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件

⑧農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される

農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑧は承認されました。

議長それでは報告案件①について事務局より説明をお願いします。

事務局はい、それでは議案書70ページをご覧ください。

報告案件①農地法第18条6項の規定による通知についてで ございます。利用権の合意解約で、6筆、合計5,225㎡が 出てきております。

議長ありがとうございます。

報告案件について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、その他の案件について事務局より説明をお 願いします。

事務局その他の案件についてご説明いたします。

まず①農業会議遠賀・中間地区研修会についてでございま

す。こちらは本日16時30分より研修会を予定しておりましたが、この状況ですので来年度へ延期いたします。

次に②令和4年度の総会日程についてです。日程案をお配り しておりますが、この日程で問題等無ければ決定したいと思 います。

次に③来年度の潮抜きの日程についてです。令和4年4月1日金曜日の16時よりを予定しております。詳しいことは後日改めて文書でご案内いたします。また、3月25日発行分の広報に掲載予定です。

次に④尾倉千代丸地区基盤整備事業についてです。 お配りしております別紙をご覧ください。

議案書には掲載しておりませんが、駅南地区において、区画整理事業が計画されています。担当部署より、近日中に手続きがなされると聞いておりますが、農業委員会にも意見聴取がなされる予定となっております。予定では、事業の説明を含めて来月の総会時に案件として挙げさせていただきます。

その他の案件については以上です。

議長 それでは、その他の案件について皆さんの方から質問等あり ませんか。

【ありません。】の声

議長 全体的に皆さんの方から何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 ご意見等無いようでございますので、以上をもって第20回 遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうござい ました。

閉 会 10時 49分